

さいたま市告示第1019号

さいたま都市計画について公聴会を開催するので、さいたま市都市計画公聴会規則（平成14年さいたま市規則第101号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月22日

さいたま市長 清水 勇人

1 都市計画の種類、名称及び区域

(1) 種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

区域区分

(2) 名称及び区域

名称 さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

さいたま都市計画区域区分

区域 さいたま市全域

2 都市計画案の閲覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年6月22日（月）から令和8年7月6日（月）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

(2) 場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

さいたま市岩槻区役所区民生活部総務課

3 公聴会の開催の日時及び場所

次の表のとおり

日時	場所
令和8年7月24日（金）午後7時から	浦和コミュニティセンター 第10, 11集会室
令和8年7月25日（土）午前10時から	岩槻駅東口コミュニティセンター ワツツルームB
令和8年7月26日（日）午前10時から	大宮区役所201, 202会議室

4 公述申出書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年7月6日（月）まで

(2) 提出先

さいたま市長 清水 勇人（送付先：各閲覧場所）